

東局課二法 7 - 66

東局課一個 1 - 306

令和 7 年 9 月 18 日

IPPO IPPON NIPPON プロジェクト 能登半島支援

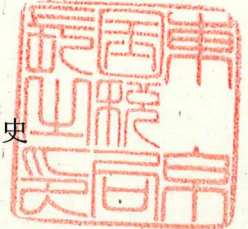
共同委員長 加 藤 博 殿

〃 永 井 靖 二 殿

〃 岩 井 睦 雄 殿

東京国税局長

小 宮 敦 史



「IPPO IPPON NIPPON プロジェクト 能登半島支援が募集する寄附金」の確認申請について
(令和 7 年 9 月 2 日付照会に対する回答)

標題については、下記のとおりですから御了承ください。

記

御照会の寄附金は、御照会に係る事実関係を前提とする限り、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する地方公共団体等に対する寄附金に該当するものと認められますから、寄附を行う者が個人である場合には、申告書に寄附金控除額の控除に関する記載があり、かつ、寄附金を受領した者のその寄附金を受領した旨及びその額を証する書類の添付又は提示があるときは、所得税法第 78 条の定めるところにより寄附金控除の適用があります。

また、寄附を行う者が法人である場合には、申告書にその損金算入に関する記載及び寄附金の明細書の添付があるときは、当該法人の各事業年度の所得の計算上その全額が損金の額に算入されます。ただし、御照会に係る事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。

なお、法人の代表者等が個人として拠出すべきであると認められる寄附金を法人の寄附金として処理した場合には、その金額はその代表者等に対する給与とされ、その法人については法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する寄附金として取り扱われませんが、その代表者等については所得税法第 78 条第 2 項第 1 号に規定する寄附金として取り扱われますから念のため申し添えます。

おって、寄附終了後、速やかに、寄附採納確認書及び収支報告書を提出してください。